様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	令和３年度第２回久喜市防災会議
開催年月日	令和３年１１月１１日　木曜日
開始・終了時刻	午後２時００分から午後２時３５分
開催場所	久喜市役所４階　大会議室
議長氏名	久喜市防災会議会長　久喜市長　梅田修一
出席委員（者）氏名	梅田修一、東光俊（代理出席：江原幸雄）、安達孝実（代理出席：嵯峨弘喜）、西永典子、中山由紀、林淳一（代理出席：武末秀樹）、田中勝也（代理出席：後上等）、野原亨（代理出席：大前洋之）、川上和宏、中村貴子、渡辺文勝、中村晃、山﨑智子、齋藤光紀、海老島正純、島田満、中山浩二、野口智、市川竜哉、野原隆、柿沼光夫、上原満（代理出席：大塚利昭）、津原國彦（代理出席：堀井和成）、石川達（代理出席：石川健太郎）、神田仁、荒木健二、中村光伸（代理出席：小泉恵司）、金子雄司、長谷川朱實
欠席委員（者）氏名	阿部俊彦、塩野七重、磯部健一、関口康好、戸ヶ崎利夫、吉田幹男、辰野裕一、髙橋幸造、濱口達三郎、西野進、野口扶美恵、淺川実、榎本恭子、満木祐子
説明者の職氏名	大島危機管理係長
事務局職員職氏名	山田市民部副部長、菊地消防防災課長、大島危機管理係長、中山主事、橋本主事
会議次第	１　開会 ２　あいさつ ３　議事 （１）久喜市地域防災計画（素案）について （２）市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について （３）その他 ４　閉会
配布資料	・令和３年度第２回久喜市防災会議次第 ・久喜市地域防災計画（素案） ・資料１　久喜市地域防災計画の主な見直し事項 ・資料２　市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について ・資料３　久喜市防災会議条例 ・資料４　久喜市防災会議委員名簿 ・久喜市国土強靭化地域計画（素案） ・久喜市国土強靭化地域計画（素案）の概要 ・照会　久喜市地域防災計画（素案）に対する意見・提案等について
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	０人

様式第2号(第5条関係)

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
司会 (菊地課長)	皆様、こんにちは。 本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。 定刻になりましたので、ただ今から令和３年度第２回久喜市防災会議を開催いたします。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、消防防災課長の菊地と申します。よろしくお願いいたします。 それでははじめに、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。 お手元の配布資料一覧をご覧ください。 まず、本日の会議次第がございます。 次に、久喜市地域防災計画（素案)、こちらは分厚いものこれだけ単独で置かせていただいております。 こちらの方は、第１回防災会議、書面会議でございましたが、そこでお示ししている改訂方針に基づき、作成したものでございます。 次に、資料１の「久喜市地域防災計画の主な見直し事項」 資料２の「市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について」 資料３として「久喜市防災会議条例」 資料４の「久喜市防災会議委員名簿」 続きまして、久喜市国土強靭化地域計画（素案） 次に、久喜市国土強靭化地域計画（素案）の概要 最後に、照会文書といたしまして、「久喜市地域防災計画（素案）に対する意見・提案等について」 以上９点でございます。 ご確認いただき、お手元にない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただきたいと存じます。 よろしいでしょうか。 ～　な　し　～ ご確認ありがとうございます。 続きまして、本日の会議の取り扱いについて、事前に、ご了承いただきたいことがございます。 久喜市では、審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、会議は原則公開としておりますので、本日の防災会議も公開とさせていただきたいと存じます。 また、会議録につきましては全文記録方式となりますので、会議録作成のための録音並びに写真撮影をさせていただきたいと存じます。

	なお、公開に基づく傍聴人数の上限を５人とさせていただきたいと考えております。 先ほどの資料については、会議録とともに、ホームページ等において公開させていただきます。資料４の久喜市防災会議委員名簿についても公開対象となりますので、皆様のお名前を公表させていただくこととなります。 そして、本日の会議は、感染症対策といたしまして、窓を開けるなど、十分な換気をしながら行いますことと、会議の時間は、１時間を目途に進めさせていただきたいと存じますのでご協力よろしくお願いいたします。 以上のような取り扱いにさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。 ～　異議なし　～ ありがとうございます。 それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきたいと存じます。 はじめに、久喜市防災会議会長であります、梅田市長からごあいさつを申し上げます。 お願いいたします。
会長 （梅田市長）	皆様、改めましてこんにちは。 久喜市防災会議の会長を務めております久喜市長の梅田修一です。 委員の皆様には、日頃から本市防災行政の推進につきまして、それぞれのお立場から多大なるご理解とご協力をいただきお礼を申し上げます。 さて、久喜市地域防災計画でありますが、令和３年８月１０日付、第１回防災会議の書面開催において、近年の災害等で得た課題や教訓を踏まえるとともに、改正された防災に係る法制度や、国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」等との整合を図るため、改訂方針案をご提案いたしました。 委員の皆様には、改訂方針案に対するご意見をお願いしましたところ、多くのご意見をいただきました。 改めて、御礼申し上げます。 本日、令和３年度の２回目の防災会議を開催させていただき、改訂方針案に基づき修正いたしました、久喜市地域防災計画（素案）について、ご審議をお願いするものです。 なお、本日お示しいたします素案に対する委員の皆様のご意見・ご提案を踏まえ、改訂原案として取りまとめ、市民の皆様のご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施したいと考えております。

	委員の皆様には、それぞれのお立場での忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。 また、東日本大震災発生から１０年目の節目となる今年、国においては、令和３年度からの５か年にわたり、頻繁、激甚化する自然災害対策に加え、インフラ、老朽化対策などを柱とした、防災・減災・国土強靭化のための対策を講じることが決定しております。 そうした中、本市でも令和３年度中に「久喜市国土強靭化地域計画」を策定することとしております。 策定に当たりましては、地域強靭化の効果的な推進のためには、多様な主体との連携・協力が欠かせないことから、様々な関係機関で構成されている本会議にて、ご意見を伺いたいと考えています。 後ほど担当から説明があると思いますが、防災計画同様、こちらの方もよろしくお願いいたします。 結びに、本日、ご参会の皆様のますますのご健勝並びにご活躍をご祈念申し上げまして、開会にあたってのあいさつといたします。 どうぞよろしくお願いいたします。
司会 （菊地課長）	ありがとうございました。 それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきたいと思います。 会議の進行につきましては、久喜市防災会議条例第３条第３項において、「会長は、会務を総理する。」と規定されておりますので、会長の梅田市長にお願いします。 梅田市長、お願いいたします。
会長 （梅田市長）	はい。それでは、暫時、会議の進行をいたします。 議事に入る前に会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員については、４号委員の中から２名を指名いたします。 今回は、海老島委員と島田委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議事に移ります。 はじめに、「久喜市地域防災計画（素案）について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局 （大島係長）	地域防災計画改訂事務を担当しております、消防防災課の大島と申します。 よろしくお願いいたします。 それでは、「久喜市地域防災計画（素案）について」ということで、本日、皆様に配布させていただきました「久喜市防災計画（素案）」につい

	て、平成３１年２月改訂の、現行の本市地域防災計画からの、主な見直し事項等を申し上げます。 失礼して着座にて説明させていただきます。 資料１「久喜市地域防災計画の主な見直し事項」をご覧いただきたいと思います。 まず１ページ目、「久喜市防災計画改訂の背景」でございます。 近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。 また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっております。 本市においては、令和元年東日本台風（台風第１９号）において、河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に追われることとなりました。 このような状況下、令和元年東日本台風における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」等との整合を図りつつ、本市地域防災計画をより実効性の高い計画とするため、その改訂を行うことといたしました。 ２ページをご覧いただきたいと存じます。 「改訂のポイント」でございます。 今回の改訂のポイントは大きく２つ、「法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合」と「令和元年東日本台風（台風第19号）の久喜市における課題等を踏まえた見直し」でございます。 まず、「法制度や上位計画等との整合」です。 本市地域防災計画の前回改訂以降、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われております。 また、こうした状況を踏まえまして、埼玉県の防災計画が見直され、令和３年３月に公表されたところでございます。 本市においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画等との整合を図るため、計画の見直しを行うものでございます。 まず、「災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し」でございます。令和元年度から運用開始となった警戒レベルの中で、レベル４となる避難勧告と避難指示については、避難のタイミングが２つあるようで分かりづらく避難行動を起こしづらい、どちらも避難するという意味では一緒であり、また勧告と指示の違いがわかりづらく、区別することに意味がないということで、２段階あると避難勧告

	では避難しなくていいと誤解され、指示を待つことにつながるおそれがある等の理由により、避難勧告は廃止し、避難指示へ一本化することになりました。 　こちらは国による大きな変更点でございます。 　素案１２８ページ、４３８ページに反映しております。 　次に、「避難の考え方や避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化」につきましての主な見直し等は、記載の通りとなっております。 　３ページに移りまして、こちらは素案の３５ページ、３７ページ等に反映してございます。 　次に３ページの、「避難行動要支援者に対する個別避難計画策定の推進等の支援体制の強化」でございます。こちらの主な見直し点は、記載の通りでございます。素案３８ページ等に反映しております。 　次に、「外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備」でございます。 　こちらの主な見直しにつきましても、記載の通りとなっております。 　素案４０ページ等に反映しております。 　次に、「在宅避難者や車中等に避難している被災者に係る情報把握及び生活環境確保のための支援体制の整備」でございます。 　こちらの主な見直しも、記載の通りとなっております。 　４ページに移りまして、こちらは素案の３４ページ等に反映してございます。 　次に、「災害廃棄物の処理体制確保に係る見直し、更新」でございます。 　こちらの主な見直しは、記載の通りでございます。 　素案の４６ページ等に反映しております。 　続きまして、「その他の改訂」でございます。「新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し」として、以下の通りの見直し、素案では１４１ページ等に反映しております。 　次に、「女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し」として、以下の通り見直し、素案で申し上げますと、１４０ページ等に反映しております。 　次の「「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置」に変更、発表に伴う対応措置の更新」につきましては、名称の変更でございます。 　素案の３６２ページ以降に反映してございます。 　５ページ目をご覧いただきたいと存じます。 　「令和元年東日本台風（台風第１９号）の久喜市における課題等を踏まえた見直し」でございます。 　本市では、令和元年東日本台風（台風第１９号）における、人的被害は確認されなかったものの、床上浸水が確認されたほか、利根川・荒川やそ

	の支川等の増水により氾濫の危険が生じ、災害対策本部を設置し、国や県等の関係機関と連携し対応にあたり、市として初めて避難勧告を発令いたしました。 　このときの災害対応に関しましては、段階的な避難所開設・職員参集の結果、避難所開設に影響が生じたほか、「防災行政無線の音声が聞こえない」「市からの情報が届かない」等市民への情報伝達に関する課題などが挙げられました。 　これらの災害対応に関する課題等を踏まえ、主に次のような見直し、更新を行いました。 　まず、「初動体制の見直し」といたしまして「警備体制、警戒体制及び非常体制の配備基準及び活動内容の見直し」を行います。 　お手数ですが、素案６７ページをお開きいただきたいと思います。 　令和元年東日本台風級の台風の接近が予想される場合の対応を見直しました。 　現行の警備体制では、基準を設けておりませんでしたが、７２時間（３日）以内の接近が予想される場合、警備体制を敷きます。 　次に現行において２４時間（１日）以内の接近が予想される場合に、敷く予定の警戒体制第１は４８時間（２日）以内の接近となるなど、早めの体制準備に改訂をする予定でございます。 　続きまして、素案１２８ページ、１２９ページをお開き願います。 「災害対応の役割の明確化」といたしまして「令和元年東日本台風（台風第１９号）における課題を踏まえた、避難情報の判断基準の見直し」を行いました。 　主な内容といたしまして、避難情報の名称変更、避難情報発令のタイミング（空振りを恐れない、避難に必要な時間等を考慮するなど）留意点を記載しております。 　続きまして、素案１３７ページ、１３８ページでございます。 「避難体制の強化」といたしまして「避難所の設置及び開設の方法の見直し、並びに市内河川の特性や浸水等の危険性を鑑みた避難のあり方に関する見直し、更新」を行いました。 　主な内容といたしまして、自主避難への対応ということで、避難所開設の目安、開設に関する周知等を記載いたしました。 　また避難所の開設方法を整理いたしました。 　続きまして、素案を少し戻りまして、３２ページをお開き願います。 　「情報伝達手段の充実化」として「メール配信やＳＮＳなど、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備、及び市民への周知・啓発の推進」を記載いたしました。 　主な内容といたしまして、新たな情報伝達手段として導入いたしました、緊急情報架電サービスを記載し、災害対策本部と各避難所連絡用に携帯電話を整備したためＭＣＡ無線を削除いたしました。

	なお、携帯電話を整備したことにより、災害対策本部からの連絡を一斉に文字やデータで正確に送信できることや、インターネットを利用し、各避難所の混雑状況をリアルタイムで周知できるというメリットが見込まれます。 ここで素案の１ページをご覧いただきたいと存じます。 １ページをご覧いただきますと、左側にページは振ってございませんが「第１編　総則編」というページがございます。 説明が今となり大変申し訳ございませんが、凡例がここに記してございます。 全ての変更・改正点につきましては赤字となっておりますが、背景の色により凡例が区別されております。 グレーの背景に赤字の変更は、県の計画を基に修正した箇所でございます。 青い背景に赤色の変更は、国の防災基本計画を基に修正した箇所でございます。 黄色の背景に赤字の変更は、前回更新後に発生した災害や国の動向等を基に修正した箇所でございます。 説明が遅くなり大変申し訳ございませんでした。 それでは、説明に戻らせていただきます。 台風１９号を基にした変更につきましては、その他、「市の組織変更に伴う災害対策本部の事務分掌等の変更」などを行っているものでございます。 資料１の最後に、参考として、今後の改訂のスケジュールを記載してございます。 資料１の説明につきましては、以上でございます。 次に、右上に照会と印刷されております、ホチキス留めされております「久喜市地域防災計画（素案）に対する意見・提案等について（照会）」をご覧いただきたいと存じます。 こちらにつきましたは、本日お配りしました「素案」に目を通していただきまして、意見等がございましたら、事務局まで提出をいただきたいというお願いでございます。 回答期限が１１月１９日（金）までと大変短い期間で大変恐縮でございますが、ご意見等がございましたら、一緒についております別紙回答票にご記入いただき、ＦＡＸ又はメールでご回答いただきたいと存じます。 なお、ご意見等がない場合につきましても、その旨、ご回答をお願いしたいと存じます。 照会文中にもございますが、お寄せいただきましたご意見等につきましては、事務局でとりまとめさせていただきまして、対応等を検討させていただき、パブリックコメント用の計画（原案）を作成し、皆様にお知ら

	せする予定でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。 　以上、（１）の説明を終わります。
会長 （梅田市長）	ただ今、事務局から「久喜市地域防災計画（素案）について」の説明がありました。 　ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見等があったらお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょう。 　特に、こちらの方はよろしいでしょうか。 　～　な　し　～ 　それでは、特にご質問、ご意見等がないようでありますが、久喜市地域防災計画（素案）につきましては、本日の会議でお配りさせていただいたばかりでございます。 　委員の皆様には、素案をお持ち帰りいただきまして、それぞれの立場でご検討をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。 　それでは、議事の（２）「市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について」に移りますので、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 （大島係長）	それでは、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施についてということで、資料２をご覧いただきたいと存じます。 　「市民意見提出制度」とは、久喜市市民参加条例に規定する市民参加の方法の１つでございます。 　市の機関が施策の案などを公表し、その案に対しまして市民から意見を募集し、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する一連の制度で、この市民意見提出制度を実施する際には、市民の方に分かりやすいように「パブリックコメント」という表現を併記しております。 　今回の久喜市地域防災計画（案）については、令和３年１２月１８日（土）から令和４年１月１６日（日）までの期間で、市内在住・在勤・在学者、市内で事業を営みまたは活動する方、市に対して納税義務を有する方、案件に利害関係を有する方を対象に実施するものでございます。 　計画（案）の閲覧は、市ホームページでご覧になれるほか、市役所１階ロビーや各総合支所、各公民館などをはじめとする市内全２４箇所に設置してある市民参加コーナーにおいて行うことが可能となります。 　また、意見提出の方法は、意見書を消防防災課あてに郵送、ＦＡＸ、メールで送付するほか、市民参加コーナーの意見箱に直接投入していただくことも可能でございます。 　なお、提出していただいた意見を踏まえ、計画（案）を修正等行い、第３回防災会議でご審議いただき、計画完成となるものでございます。

	以上でございます。 ただ今、事務局から「市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について」の説明がありましたが、ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見等がございませんでしょうか。
会長 （梅田市長）	はい、よろしいでしょうか。 ～　な　し　～ 質疑がないようでありますので、議事の（３）「その他」に移ります。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 （大島係長）	それでは、「その他」でございます。 本日は、地域防災計画（素案）と同時に、国土強靭化地域計画（素案）も配布させていただいております。 市長のあいさつにもありましたが、国土強靭化地域計画を策定に当たりましては、地域強靭化の効果的な推進のため、多様な主体との連携・協力が欠かせないことから、様々な関係機関で構成されている本会議にて、説明させていただき、ご意見等がございましたら、いただきたいと考えております。 本日は、久喜市国土強靭化計画（素案）の概要を用意いたしましたので、これに沿って説明させていただきたいと存じます。 「久喜市国土強靭化地域計画（素案）の概要」をご覧いただきたいと存じます。 まず、計画策定の趣旨等でございます。国土強靭化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どのような災害が起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。 策定の目的は、本市における地域強靭化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものでございます。 次に、計画の位置付けでございます。国土強靭化基本法第１３条に基づき、「久喜市総合振興計画」や「久喜市地域防災計画」と調和・整合を図りながら、様々な分野の計画等の指針となる計画として位置づけるものです。 計画期間につきましては、原則として久喜市総合振興計画の時期と合せることとしますが、必要に応じた変更・見直しを想定しているところでございます。 次に基本目標でございます。基本目標につきましては４つ、１　市民の生命を最大限守る。２　地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する。３　市民の財産及び公共施設の被害をできる

	限り軽減する。４　迅速な復旧・復興を可能とする備えをする。でございます。 　２ページ目をご覧いただきたいと存じます。 　想定する大規模自然災害につきましては、地震は、関東平野北西縁断層帯地震の他２つ、洪水につきましては、一級河川の堤防決壊、竜巻につきましては国内最大級のもの、大雪につきましては平成２６年の大雪被害を設定しております。 　本計画におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は８つの事前に備える目標に分類いたしまして、２７個を設定いたしました。 　３ページをご覧いただきたいと存じます。 　それらのリスクシナリオを回避する施策としまして、７つの施策分野を設定し、４３の施策を設定しております。 　最後に、４ページをご覧いただきたいと存じます。 　本計画につきましては、総合振興計画との調和・整合を図るため、総合振興計画の施策体系と一致させていることから、総合振興計画の進行管理と併せて行い、一体的に推進していくことといたします。 　国土強靭化地域計画（素案）の概要説明につきましては以上でございます。 　なお、この計画につきましても、地域防災計画同様、素案を確認していただきたいと存じます。 　そして、ご意見等がある場合、決まった書式等はございませんが、地域防災計画同様、１１月１９日までに消防防災課まで提出いただきたいと存じます。 　こちらは、ご意見等がある場合のみで結構でございます。 　以上、その他でございました。 　ただ今、事務局から「その他」の説明がありました。 　ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見等はいかがでしょうか。 　それでは、よろしいでしょうか。
会長 （梅田市長）	～　な　し　～ 　それでは、委員の皆様におかれましては、地域防災計画の改訂と同時に、国土強靭化地域計画の策定につきましてもご協力お願いいたします。 　以上で、予定しておりました議事については、終了となりました。 　皆様方のご協力によりまして、円滑に議事を進めることができました。 　これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。 　大変ありがとうございました。 　ありがとうございました。

司会 （菊地課長）	委員の皆様には大変お忙しい中、令和３年度第２回久喜市防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。 ここで事務局より１点、ご連絡がございます。 次回会議のご連絡でございます。 令和３年度第３回久喜市防災会議につきましては、年が明けまして令和４年３月４日（金）、本日同様、１４時から、こちら大会議室で開催を予定しております。 よろしくお願いいたします。 また、本日照会等をかけさせていただきますのでそちらの方につきましては、何かございましたら忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。 今後ともなお一層のご指導、ご協力のほどをお願いいたしまして、令和３年度第２回久喜市防災会議を閉会といたします。 長時間にわたり誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和　３　年　１１月　３０日

会　　長　　梅　田　修　一

署名委員　　海老島　正　純

署名委員　　島　田　　満